

# 横浜市小学生野球連盟規約

昭和44年1月

- 第1条 名称  
この連盟は横浜市小学生野球連盟（以下連盟）という。
- 第2条 対象  
小学生及び責任ある成人の指導者により組織された横浜市内に所在するチームを対象とする。
- 第3条 目的  
小学生の体位向上並びに社会性の健全育成を目的とする。
- 第4条 事務所  
連盟の事務所は横浜市南区弘明寺町155に置く。
- 第5条 行事  
連盟の行事は、年度春季、秋季に行う大会他、臨時行う親善試合とする。
- 第6条 役員  
連盟に次の役員を置く。  
会長1名・副会長2名・会計2名・監事2名  
理事長1名・副理事長2名・理事若干名・各区代表区単位1名
- 第7条 名誉会長及び顧問並びに相談役  
連盟に名誉会長1名、顧問若干名、相談役若干名を置くことができる。
- 第8条 役員任期  
連盟の役員任期は2年とし、重任を妨げず、補充役員任期は前任者の残存期間とする。
- 第9条 会費  
連盟の会費は春、秋2回の大会時に別に定める金額を徴収する。  
その他臨時大会には別途徴収する。
- 第10条 総会  
連盟の定例総会は春季大会前に行う。又、臨時総会は役員会において必要と認められた時、会長がこれを招集する。
- 第11条 役員職務  
会長は連盟を代表し、会務を統括する。  
副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。  
会計は連盟の収支を明確に記帳し、監事の承認を得て決算の報告をする。  
監事は会計の監査をする。  
理事長は連盟の運営にあたる。  
副理事長は理事長を補佐する。  
理事は連盟の運営にあたる。  
各区代表は連絡協調にあたる。
- 第12条 審判部と事務局  
連盟に審判部及び事務局を設けることができる。  
理事長は審判部及び事務局を統制し、審判部長、副審判部長及び事務局長は理事職を兼務する。
- 第13条 規約の改廃  
この規約は総会において改廃することができる。
- 第14条 慶弔規定  
連盟の役員（役員とは、会長、副会長、会計、会計監査、理事、区代表をいう）が死亡した場合、連盟として弔慰金を支払うことができる。  
本人死亡の場合には10,000円、本人の同居の1親等家族の場合は5,000円を支払う。  
元連盟の役員又は連盟に多大な貢献をしたと会長が判断した場合、第14条2に準じて弔慰金を支払うことができる。  
会長、副会長、会計、会計監査、理事長、副理事長本人死亡の場合は生花を献花することができる。
- 第15条 附則  
この規約は昭和44年1月1日より実施する。  
昭和48年1月22日一部改正。昭和54年2月3日一部改正。平成元年3月4日一部改正。  
平成10年1月10日一部改正。平成18年4月22日一部改正。平成19年7月7日一部改正。  
平成22年7月24日一部改正。平成27年2月7日一部改正。平成27年8月23日一部改正。  
令和2年2月15日一部改正。令和4年2月26日一部改正。令和6年2月24日一部改正。

# YBBL大会競技運営細則

1. 試合の運行に関する統制は横浜市小学生野球連盟にて行う。
  2. 代表者会議で決められた事項はチーム全員に徹底させること。
  3. 選手の登録人数は25名以内とする。

追加登録、背番号変更等はブロック予選初日迄にブロック長に提出し、ブロック長は速やかに本部へ報告すること。メンバー表は3部提出し、本部大会の決勝戦は5部提出すること。

(各区選抜大会)

    - ① 選抜大会への選手選出については、各区のYBBL加盟チームから選出された選手で構成された各区選抜チームに限定する。
    - ② 登録票はブロック予選初戦時にブロック長へ2部（うち1部は本部用）提出のこと。
    - ③ ブロック予選については、各区選抜3チームおよび4チームの構成で総当たり戦として予選を行い、上位2チームが本部大会（トーナメント方式）に出場する。
    - ④ ブロック予選において、勝率が同一の場合は、得失点差で順位を決定する。得失点差の計算には特別延長での得点及び失点は含まない。得失点差も同一の場合は、直接対決での勝敗で順位を決定する。

(4年生大会)

    - ① 各区による4年生大会の優勝チームや推薦チームを本大会に選出する。原則として、単独チームが望ましいが、混合チームの場合は理事長の承認を得ること。また、YBBLに加盟していないチームは参加できない。
    - ② 捕手・投手間は14m、塁間は21mとする。
    - ③ ボークや振り逃げは一回目から取り入れる。
  4. ファウルボールは直ちにベンチに近いチームが取りに行くこと。バックネットへのファウルボールは攻撃側のチームが取りに行くこと。
  5. ベンチは組合せの若い番号を一塁側とする。
  6. 試合中はゲームに直接関係のない応援の父兄はベンチに入れない。(30.参照)
  7. 定められた者以外はベンチの縁石、白線よりみだりに出ないこと。
  8. 試合開始予定時刻前でも前の試合が終了後20分経ったら開始する。
  9. (1) 試合は6イニングとし、試合時間は1時間30分(4年生大会は1時間20分)とする。(決勝戦は27.参照)  
(2) 規定時間を過ぎ同点の場合、下記、特別延長ルールを適用する。
    - 前の回の最終打者が1塁の走者とし
    - その前の打者が3塁の走者となり、1アウトとし
    - 打順は前の回の継続打順とする。時間に関係なく決着がつくまで行う。
  - (3) 制限時間内に同点で6回が終了し、且つ時間が残っている場合も7回より上記の特別延長ルールを適用する。
10. 点差によるコールドゲームは3回以降10点差、5回以降は7点差とする。(決勝戦は27.参照)

11. 相手チームを誹謗したり、やじったりしないこと。
12. 試合前のシートノックは後攻より5分間ずつとする。都合によりシートノックがない場合もあります。
13. 投球練習は初回5球、2回目より3球以内とする。投球練習時の捕手は防具一式を着用すること。
14. 選手の交代は、必ず監督が球審に申し出ること。
15. 同一イニングに監督が2度監督タイムを取った場合、その投手は交代させなければならない。交代した投手は他の守備につくことはできる。又、監督タイム、守備タイム、攻撃タイムは、それぞれ6回戦の場合3回以内とする。監督がタイムの指示をした場合は監督タイム、選手間のタイムとして内野手が集まった時は守備タイムとしてカウントする。捕手または内野手が1試合に投手のもとへ行ける回数は、3回以内とする。  
なお、延長戦（タイブレーク方式を含む）となった場合は、1イニングに1回行くことができる。野手（捕手も含む）が投手のもとへ行った場合、そこへ監督またはコーチ等が行けば、双方1回として数える。逆の場合も同様とするが、投手交代の場合は、監督またはコーチのみ回数には含まない。  
(2) 攻撃側のタイム中に守備側は支持を与えることができるが、攻撃側のタイムより長引けば守備側のタイム1回とカウントする。
16. 抗議は監督・当該選手のみとする。
17. 攻守交代は敏速に行う。打者は速やかに打席に入り挨拶は無用である。
18. 選手及び監督、コーチの履物は運動靴又はゴムスパイクまでとしそれ以外のものは使用しないこと。
19. 監督（背番号30）、コーチ（背番号28、29）はユニフォームを着用とする。メガホンは監督のみ可。
20. 引率責任者、ボランティアの服装は特に定めないが、スポーツにふさわしい服装のこと（下駄、草履、特殊なアロハシャツ等はさけること）。
21. (1) 選手の学校行事の場合に限り、試合予定変更を考慮するが、事前に連盟本部に連絡のこと。  
(2) ブロック戦においてはブロック長に連絡すること。  
(3) 但し、学校行事は1回限りとする。本部大会もこれに準ずる。
22. 選手の危険予防及び健康管理についてはチームにおいて十分に留意すること。事故に対する責任は連盟として関知しない。ベンチ入りする選手・指導者は必ずスポーツ傷害保険に加入すること。
23. 使用球は、J号球とする（ナガセケンコーボールJ号）。ブロック予選においては1試合につき2個のボールをチーム負担とし、本部大会は連盟で用意する。各区選抜大会はブロック予選も含めて連盟で用意する。
24. 連盟の大会について、大会不参加で継続料（1,000円）を納入する限り対戦表に掲載する。再度参加する場合、連盟参加登録料（3,000円）は不要とする。  
なお、連続3回以上不出場で継続料を未納チームは連盟名簿より削除し、再度加入の場合は新規登録料を徴収する。
25. 投手の投球について変化球を投げないよう指導徹底する。
26. 試合は出場選手の健康を考慮し1日1試合以内とする。但し、各区選抜大会は1日2試合も可能とする。
27. 本部大会・各区選抜大会の決勝戦は点差によるコールドゲームは摘要しない。試合は1時間30分の制限時間に関係なく6回まで行い、同点の場合は9回までとし、以降は9項目（2）の規定による。  
4年生大会の決勝戦は点差によるコールドゲームは摘要しないが、試合時間は1時間20分とする。同点の場合は6回までとし、以降は9項目（2）の規定による。

28. 雨天などで試合の続行が不可能の場合、試合が4回を終了している場合はその試合は成立する。(後攻のチームがリードし、4回の表を終了していれば成立する)

なお、4回を終了していない場合はノーゲームとなり、後日改めて初回からスタートする。

**\*参考事例**

4回が終了し、後攻が5対3でリード。5回の表先攻が3点を入れ試合を逆転、その裏雨天となり試合の続行が不可能と判断された場合は、後攻のチームは裏の攻撃ができないので、4回終了時点の5対3で、後攻のチームの勝ちとなる。また、4回終了時に同点の場合は、後日特別継続試合として、元の試合の中断された個所から再開する。

29. 回の始まる時の先頭打者はピッチング練習の最終投球までウェーティングサークルから出てはならない。

30. ベンチ入りできる指導者は監督・コーチ2名・代表者・マネージャー・スコアラーの6名以内とし、チーム帽を着帽すること。なお代表者不在の場合は5名以内とする。これに加えて選手の給水等の為、2名の補助員をベンチ入りさせることができる。

31. 隠しボールについては連盟としては認めない。

32. 1塁へのヘッドスライディングは、危険防止の為禁止とする。塁上を駆け抜けるよう指導すること。

33. ブロックでの審判員は毎年行われる連盟審判講習会の修了証をブロック長へ提示することを原則とする。

34. 申告故意四球を認める。

打者が打撃中にボール4個を得るか、守備側チーム監督が打者を故意四球とする意思を審判員に示し、一塁へ進むことが許される裁定である。守備側チームの監督が審判員に故意四球の意思を伝えた場合(この場合はボールデッドである)、打者には、ボール4個を得たときと同じように、一塁(が与えられる)へ進むことが許される。

**※申告故意四球の確認事項**

① 従来通り、投手が敬遠するために実際に投球して四球にすることも可能。

② 打撃中の投球カウント途中においても守備側の監督が申告することが可能。

③ 守備側の監督から申告されれば、球審はボールデッドとして打者に一塁を与える。

④ 申告による四球は実際に投球されていない場合、その投手の投球数としてカウントはしない。

⑤ 攻撃側チームが代打を告げた場合、先に代打の手続きを行ってから敬遠のリクエストを受ける。

⑥ 投手が交代した最初の打者が申告による敬遠で一塁に進んだ場合、投手は1人の打者と対戦したとみなされ、交代することができるようになる。

⑦ リクエストにより敬遠を行った場合、その時点でアピール権が消滅する。

35. その他の事項については全日本軟式野球連盟の野球規則に準ずる。

令和6年2月24日

# YBBL各区選抜大会競技運営細則

令和4年2月26日

1. 本細則は、横浜市小学生野球連盟規約および同運営細則を準用する。
  2. 選抜大会への選手選出については、各区のYBBL登録チームから選出された選手で構成された各区選抜チームに限定する。
  3. 選手の登録人数は25名以内とする。また、当該試合での選手登録は最低10名以上とする。  
登録追加、背番号変更等の手続きはブロック予選初日までにブロック長に提出し、ブロック長は速やかに本部へ報告する事。登録票はブロック予選初戦時にブロック長へ2部(うち1部は本部用)提出のこと。
  4. ブロック予選については、各区選抜3チームおよび4チームの構成で総当たり戦として予選を行い、3チームのブロック予選は上位1チーム、4チームのブロック予選は上位2チームが本部大会出場とする。
  5. 試合球はナガセケンコーボール(J号)を使用し、予選を含め連盟で用意する。
  6. (1) 試合は6イニングとし、試合時間は1時間30分とする。  
(2) 規定時間を過ぎ同点の場合、下記、特別延長ルールを適用する。
    - 前の回の最終打者が1塁の走者とし
    - その前の打者が3塁の走者となり、1アウトとし
    - 打順は前の回の継続打順とする。時間に関係なく決着がつくまで行う。
  - (3) 1時間30分の制限時間内に同点で6回が終了し、且つ時間が残っている場合も7回より上記の特別延長ルールを適用する。
7. 点差によるコールドゲームは3回以降10点差、5回以降は7点差とする。
8. 各区選抜大会のブロック予選において、勝率が同一の場合は、該当チームの得失点差で順位を決定する。  
得失点差の計算には特別延長での得点及び失点は含まない。また、得失点差も同一の場合は、該当チームの直接対決での勝敗で順位を決定する。
9. 本部大会は、トーナメント方式で試合を行う。
10. 本部大会の決勝戦は点差によるコールドゲームは適用しない。試合は1時間30分の制限時間に関係なく6回まで行い、同点の場合は9回までとし、以降は6項(2)の規定による。
11. 大会参加費は5,000円とし、抽選会時に徴収する。
12. 各区選抜大会においては、1日2試合も可能とする。

# YBBL大会 参加費・表彰物

## 1. 参加費

### YBBL春季大会・秋季大会

参加費	7,000円 (大会毎)
新規登録料	3,000円 (新規参加チームは参加費+登録料)
継続登録料	1,000円 (大会毎、不参加だが連盟に継続登録する場合)
本部大会参加費	3,000円 (大会毎、本部大会抽選会時に徴収)

### YBBL各区選抜大会

参加費	5,000円 (秋季本部大会抽選会時に徴収)
-----	------------------------

### YBBL4年生以下大会

参加費	3,000円 (秋季本部大会抽選会時に徴収)
-----	------------------------

## 2. 表彰物

### YBBL春季大会・秋季大会

#### 優勝

YBBL賞状	YBBL優勝旗	YBBL優勝杯	YBBL優勝盾	
神奈川県知事 優勝杯	横浜市長 優勝杯	横浜市議会議長杯	神奈川新聞社 優勝旗	
ポートハイム 優勝杯	JA横浜 優勝杯	横浜BayCityライオンズクラブ 優勝杯		
ナガセケンコー 優勝記念品	神奈川県民共済 記念メダル (金) 20個			

#### 準優勝

YBBL賞状	YBBL準優勝盾	ナガセケンコー 準優勝記念品	
神奈川県民共済 記念メダル (銀) 20個			

#### 3位 (2チーム)

YBBL賞状	YBBL3位盾	ナガセケンコー 3位記念品	
神奈川県民共済 記念メダル (銅) 各チームへ20個			

#### 個人賞

最高殊勲選手賞 (優勝チームより)	
最優秀選手賞 (準優勝チームより)	
優秀選手賞 (3位チームより)	
優秀選手賞 (3位チームより)	

### YBBL各区選抜大会

#### 優勝

YBBL賞状	YBBL優勝旗	YBBL優勝杯	金港スポーツ 優勝盾
神奈川県民共済 優勝旗	神奈川県民共済 優勝杯		
神奈川県民共済 記念メダル (金) 20個	ナガセケンコー 優勝記念品		

#### 準優勝

YBBL賞状	金港スポーツ 準優勝盾	
神奈川県民共済 記念メダル (銀) 20個	ナガセケンコー 準優勝記念品	

#### 3位

YBBL賞状		
神奈川県民共済 記念メダル (銅) 20個	ナガセケンコー 3位記念品	

### YBBL4年生以下大会

#### 優勝

YBBL優勝旗	YBBL優勝杯	ナガセケンコー 優勝記念品
---------	---------	---------------

#### 準優勝

ナガセケンコー 準優勝記念品
----------------

#### 3位

ナガセケンコー 3位記念品
---------------

# 横浜市小学生野球連盟・審判部部則

## 第一章 名称及び事務所

第1条 本審判部は、横浜市小学生野球連盟（以下本連盟）・審判部と称し、事務所を審判部長が指定した場所に置く。

## 第二章 目的及び事業

第2条 本審判部は、アマチュアスポーツとしてその活動を通じ正しい少年野球を普及し、健全な発展を図ると共に、会員相互の親睦と審判技術の向上に寄与することを目的とする。

第3条 本審判部は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 本連盟が主催する大会へ審判を動員・配置する。
- (2) 市・県及び連盟が適当と認めた各種大会へ審判員を派遣する。
- (3) 審判の技術指導・研究及び講習会等の開催。
- (4) 公認審判員の育成。
- (5) 機関紙その他の必要な刊行物の発行。
- (6) その他連盟及び本審判部の目的達成に必要な事集の推進。

## 第三章 会員及び組織

第4条 会員とは、成人で横浜市小学生野球連盟の趣旨に賛同し次に掲げる要件を満たす者をいう。

- (1) 公認審判員資格取得者
- (2) 本連盟区代表者の推薦を受け審判部が適当と認めた者。
- (3) 本連盟に所属し、公認資格を有せずとも当審判部が定める連盟審判員（限定）としての審判装備を有する者。
- (4) 連盟が主催する大会の審判員として優先的に審判協力ができる者。
- (5) 本審判部が定める所定の会員登録を行った者。

第5条 本審判部組織を次のように定める。

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| (1) 部長             | 一名          |
| (2) 副部長            | 二名          |
| (3) 事務局            | 若干名         |
| (4) 技術指導員          | 若干名         |
| (5) その他（部長が必要と認めた） | 若干名 …ブロック長等 |

第6条 審判部長、副部長は本連盟において任命し、理事会の承認を得る。その他役員は部会において選出する。

第7条 部長は、部会を代表して会務を統括すると共に本連盟常任理事としてその任にあたる。  
副部長は、部長を補佐し、部長が事故等の異常時はその職務を代行する。  
事務局は、部長の命により会議・親睦会等々の会員相互の通信、連絡、会計、その他の任にあたる。  
技術指導員は、会員の審判技術向上における指導育成の任にあたる。

第8条 本審判部に、連盟承認により技術顧問を置くことができる。

第9条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。  
補欠役員の任期は、前任者の残任期とする。役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。

第10条 本審判部に、次の帳簿を備える。

- (1) 役員名簿
- (2) 会員（審判部員）名簿
- (3) 出納簿

第11条 本審判部の活動年度は、毎年2月1日に始まり1月31日に終わる。

#### 第四章 会議

第12条 会議は、役員会及び部会とする。

第13条 役員会、部会は、随時に部長がこれを召集することができる。

第14条 部会は、次の事項を決議する。

- (1) 活動計画に関する事項。
- (2) 役員の選出に関する事項。
- (3) 本規約の改定、破棄に関する事項。
- (4) その他必章な事項。
- (5) 役員・規約の改廃は本連盟の承認事項とする。

#### 第五章 規律

第15条 会員は、本規約並びに付属規定に違反することはできない。

第16条 会員が公序良俗に違反する行為や前条に違反したときは、役員会において除名あるいは、その他の処分をすることができる。

#### 付 則

- 1、本規約に定めのない事項については本連盟規約に準ずるものとする。
- 2、本規約は2013（平成25年）年2月1日より施行する。